

平成29年度 第1回

## 福岡市中央卸売市場開設運営協議会

**【日時】** 平成29年12月5日（火） 13時30分～

**【場所】** 福岡市中央区長浜3丁目11-3  
福岡市中央卸売市場鮮魚市場会館 2階 第1会議室

# 会 議 次 第

## 1. 開 会

## 2. 開設者挨拶

## 3. 委員紹介

福岡市中央卸売市場開設運営協議会委員名簿	1
----------------------	---

## 4. 議 題

議 題 1	会長及び副会長の選任について	2
議 題 2	所属部会の決定について	3

## 5. 報 告

報告事項 1	「福岡市中央卸売市場業務条例」の一部改正 (南部中継所の廃止) について	4
報告事項 2	博多漁港高度衛生管理整備事業について	5
報告事項 3	卸売市場法改正の動向について	7

## 6. そ の 他

各市場取扱状況 (参考資料)	8
----------------	---

## 7. 閉 会

## 福岡市中央卸売市場開設運営協議会 委員名簿

(敬称略・順不同)

氏 名	選 出 区 分
津 田 信 太 郎	福 岡 市 議 会 議 員
堤 田 寛	福 岡 市 議 会 議 員
黒 子 秀 勇 樹	福 岡 市 議 会 議 員
江 藤 博 美	福 岡 市 議 会 議 員
綿 貫 英 彦	福 岡 市 議 会 議 員
笠 康 雄	福 岡 市 議 会 議 員
岡 本 光 司	福 岡 県 農 林 水 産 部 長
甲 斐 諭	中 村 学 園 大 学 学 長
波 積 真 理	熊 本 学 園 大 学 商 学 部 教 授
井 出 龍 子	消 費 生 活 相 談 員
小 山 隆 代	福 岡 市 農 業 協 同 組 合 理 事
大 野 憲 俊	福 岡 大 同 青 果 (株) 取 締 役 会 長
川 端 淳	(株) 福 岡 魚 市 場 代 表 取 締 役 社 長
河 島 俊 幸	福 岡 中 央 魚 市 場 (株) 代 表 取 締 役 社 長
吉 田 満	福 岡 食 肉 市 場 (株) 代 表 取 締 役 社 長

(以上, 15名)

## 議題 1 会長及び副会長の選任について

会 長

---

副 会 長

---

### 【参考】 福岡市中央卸売市場業務条例（抜粋）

#### 第 7 章 市場開設運営協議会及び中央卸売市場市場取引委員会

（中央卸売市場開設運営協議会の設置）

第83条 市場における業務の運営に関し必要な事項を調査審議させるため、市長の附属機関として福岡市中央卸売市場開設運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

～ 第84条から第85条まで略 ～

（委員の任期）

第86条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長の選任並びに権限）

第87条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

（招集）

第88条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

～ 第89条略 ～

（部会）

第90条 協議会に青果部会、水産物部会及び食肉部会（以下「部会」と総称する。）を置く。

2 部会は、会長の指名する委員及び専門委員で組織する。

## 議題2 所属部会の決定について

### ○所属部会（案）

水産物部会（16名）

（敬称略・順不同）

氏名	選出区分	役職
津田 信太郎	福岡市議会議員	委員
堤田 寛	福岡市議会議員	委員
波積 真理	熊本学園大学商学部教授	委員
井出 龍子	消費生活相談員	委員
川端 淳	㈱福岡魚市場代表取締役社長	委員
河島 俊幸	福岡中央魚市場㈱代表取締役社長	委員
有江 康章	福岡県農林水産部水産局長	専門委員
白木 隆一	㈱福岡魚市場専務取締役	専門委員
石金 清	福岡中央魚市場㈱常務取締役	専門委員
安部 泰宏	福岡市鮮魚仲卸協同組合理事長	専門委員
田中 道孝	福岡魚類出荷仲卸組合組合長	専門委員
江口 史生	福岡市中央卸売市場第一種関連事業組合組合長	専門委員
稲益 重樹	福岡水産物商業協同組合理事長	専門委員
櫻木 正三	福岡水産物取引精算㈱代表取締役社長	専門委員
細江 四男美	福岡市漁業協同組合理事	専門委員
城島 正彦	日本遠洋旋網漁業協同組合専務理事	専門委員

※網掛けは、新たに就任された委員

青果部会（11名）

氏名	選出区分	
黒子 秀勇樹	福岡市議会議員	委員
笠 康雄	福岡市議会議員	委員
岡本 光司	福岡県農林水産部長	委員
小山 隆代	福岡市農業協同組合理事	委員
大野 憲俊	福岡大同青果㈱取締役会長	委員
丸小野 光正	福岡大同青果㈱代表取締役社長	専門委員
波多江 隆助	福岡市青果卸売商業協同組合理事長	専門委員
木下 康一	福岡市青果商業協同組合理事長	専門委員
清水 源義	福岡市園芸振興協会会長	専門委員
鬼木 晴人	福岡市農業協同組合代表理事組合長	専門委員
石川 直茂	福岡市東部農業協同組合代表理事組合長	専門委員

※網掛けは、新たに就任された委員及び専門委員

食肉部会（7名）

氏名	選出区分	
江藤 博美	福岡市議会議員	委員
綿貫 英彦	福岡市議会議員	委員
甲斐 論	中村学園大学学長	委員
吉田 満	福岡食肉市場㈱代表取締役社長	委員
山下 克之	福岡県農林水産部畜産課長	専門委員
津田 隆	福岡食肉市場㈱取締役部長	専門委員
宮崎 成治	福岡食肉買参事業協同組合理事長	専門委員

## ■報告①「福岡市中央卸売市場業務条例」の一部改正

### (南部中継所の廃止) について

#### 1 改正理由

南部中継所については、平成28年2月の青果市場移転と同時に運営を開始し、生産者、小売業者を対象に一定の役割を果たしてきたが、新青果市場の優位性（鮮度保持機能、品揃えの豊富さ）が評価されるにつれ、新市場での取引が選択されるようになり利用する者がいなくなった。

このため、平成28年11月から中継所を休止したものであるが、今後も市場関係者の利用が見込めないため、中継所を廃止することとし、条例について所要の改正を行うもの。

**2 改正内容** 南部中継所の設置、使用料等に関する規定を削除するもの。

**3 施行期日** 規則で定める日

#### 4 新旧対照表

旧			新		
(市場関連施設) 第79条の2 市長は、次のとおり市場関連施設（市場外の用地及び建物であって、市場の機能を補完し、及び市場の利用者に便益を提供する施設をいう。以下この条において同じ。）を置く。			(市場関連施設) 第79条の2 市長は、次のとおり市場関連施設（市場外の用地及び建物であって、市場の機能を補完し、及び市場の利用者に便益を提供する施設をいう。第3項において同じ。）を置く。		
名称	位置	用途	名称	位置	用途
南部中継所	福岡市博多区 那珂六丁目	青果市場に出荷される物品及び青果市場	西部中継所	福岡市西区 石丸四丁目	青果市場に出荷される物品及び青果市場で販売された物品の配送の中継
西部中継所	福岡市西区 石丸四丁目	で販売された物品の配送の中継			
2 市場関連施設の使用料は、月単位で徴収するものとし、その額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額に100分の108を乗じて得た額の範囲内で規則で定める。 (1) 南部中継所使用料 1月施設一式につき438,840円 (2) 西部中継所使用料 1月施設一式につき499,000円			2 西部中継所の使用料は、月単位で徴収するものとし、その額は、1月施設一式につき499,000円に100分の108を乗じて得た額の範囲内で規則で定める。		
3 略			3 略		

## 5 経緯

平成28年2月12日	南部中継所を旧青果物流センター1階に開設
平成28年10月	南部中継所の利用者が減少し、8月以降は0人となったことから、運営主体（青果商業協同組合）から市に対し休止の申し出あり。協議の結果、休止について合意。
平成28年11月	南部中継所休止（現在も休止中）
平成29年9月議会	報告「南部中継所の現状と今後の方向性について」 ・今後も再利用される可能性は極めて低い ・廃止に向けて関係者との協議を進めていく

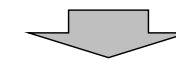
### (参考)

#### 事業者の利用状況

	開設前	開設当初 (H28.2)	現在 (H29.12)	利用希望者の現状
生産者	利用見込者 <b>10名</b>	利用者 <b>無し</b>	利用者 <b>無し</b>	市農協の共同集荷の活用による出荷 または青果市場へ直接出荷
小売業者	利用見込者 <b>86名</b>	利用者 <b>5名</b>	利用者 <b>無し</b> (H28.8~)	青果市場に出向く等による取引

#### 中継所の今後の利用見込みについて

業界・団体	中継所利用に関する意見等
生産者	中継所開設以降、 <u>利用したいという意向は寄せられていない</u> （現在も市農協の共同集荷の活用等により支障なく出荷されていることを確認済）
小売商組合 (青果商業協同組合)	中継所休止は、組合が組合員の意向を踏まえ決定しており、現在まで再開の意思は示されておらず、 <u>組合としても再開は望んでいない</u>



今後の利用が見込めないことから、南部中継所を廃止するもの





# 鮮魚市場高度衛生管理整備事業(工事期間:H28~H32年度)

参考





## ■報告③ 卸売市場法の改正の動向について

### 1 経緯、国の動向等

平成28年10月 未来投資会議及び規制改革推進会議

「卸売市場法という特別の法制度に基づく時代遅れの規制は廃止する。」

平成28年11月 農林水産省・地域の活力創造本部 「農業競争力強化プログラム」決定

「卸売市場法を抜本的に見直し、合理的理由のなくなっている規制は廃止する。」

平成28年12月 全国中央卸売市場市場長会議 農林水産省卸売市場室より説明

- ・経済社会情勢の変化に合わせて、抜本的な見直しが必要
- ・「受託拒否」「価格形成機能」等、良い面は残しつつ、改めるべき点は少なからずあると考えている
- ・市場法の廃止議論ではなく、市場存続を前提とした規制緩和という視点で見直しを行いたい

平成29年5月～7月 農林水産省と開設者との意見交換

全国の地方農政局ブロック単位で実施。また、開設者だけでなく、市場業界関係団体を対象とした意見交換も全国各地において断続的に実施。

平成29年6月 規制改革実施計画（閣議決定）

「卸売市場法の見直しについては、平成29年末までに具体的結論を得て、所要の法令、運用等を改める。」

平成29年8月 「農業競争力強化支援法」施行

国が講ずべき措置として、流通に関する規制の見直しを行うことを規定

第11条 国は、農産物流通等の合理化を実現する上で必要な事業環境の整備のため、次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。

- (1) 農産物流通等に係る規制について、経済社会情勢の変化を踏まえた見直しを行うこと。

平成29年10月～ 規制改革推進会議農林ワーキング・グループ

農林水産省・関係事業者・有識者からのヒアリング等

#### 11/24 「卸売市場を含めた流通構造の改革を推進するための提言」

- ・卸売市場の開設を、国の計画に基づく「認可」から、希望者の申請に基づく「認定」の制度に改めると同時に、民間による開設を可能とする
- ・「売買取引の方法を定めて公表」「差別的取扱の禁止」「取引条件等の公表」「取引結果の公表」の遵守を、開設を認定する上での要件とする
- ・「受託拒否の禁止」「第三者販売の禁止」「商物一致」「直荷引きの禁止」を、国が一律に適用するべきではない

平成29年11月29日 自民党 農林・食料戦略調査会、農林部会合同会議

11/24の規制改革推進会議の提言を受けての会議を実施

近日中に再び会議を開き、党としての意見をまとめる方向

### 2 今後の見通しについて

- ・政府は、年内に改正についての結論を出すとしており、引き続き動向を見守る必要がある（主な論点・・・受託拒否の禁止、開設の認可制 等）
- ・改正案の国会への上程は3月以降となる見通し、法改正から2年程度での施行が見込まれ、業務条例の改正等、各市場における対応が求められる

各市場取扱状況

参考資料

区分	取扱数量(ト)						取扱金額(百万円)						単価(円/kg)						
	27年度 (全期)	28年度 (全期)	前年度比	28年 (4~10月) (A)	29年 (4~10月) (B)	(B)/(A)	27年度 (全期)	28年度 (全期)	前年度比	28年 (4~10月) (A)	29年 (4~10月) (B)	(B)/(A)	27年度 (全期)	28年度 (全期)	前年度比	28年 (4~10月) (A)	29年 (4~10月) (B)	(B)/(A)	
水産物部	生鮮	68,234	60,939	89.3%	33,454	34,190	102.2%	37,263	35,733	95.9%	19,545	19,277	98.6%	546	586	107.3%	584	564	96.6%
	冷凍	7,226	6,573	91.0%	3,702	3,235	87.4%	7,196	6,865	95.4%	3,840	3,669	95.5%	996	1,044	104.8%	1,037	1,134	109.4%
	塩干	2,756	2,442	88.6%	1,484	1,326	89.4%	3,060	2,946	96.3%	1,674	1,637	97.8%	1,110	1,206	108.6%	1,128	1,235	109.5%
	計	78,217	69,954	89.4%	38,640	38,752	100.3%	47,519	45,544	95.8%	25,058	24,583	98.1%	608	651	107.1%	648	634	97.8%
青果部	野菜	256,968	275,432	107.2%	155,075	156,398	100.9%	47,734	52,286	109.5%	30,894	27,200	88.0%	186	190	102.2%	199	174	87.4%
	果実	65,907	66,538	101.0%	38,833	41,564	107.0%	21,337	21,765	102.0%	12,632	12,613	99.8%	324	327	100.9%	325	303	93.2%
	鳥卵	611	508	83.1%	295	283	95.9%	172	138	80.2%	79	76	96.2%	282	272	96.5%	269	269	100.0%
	計	323,487	342,478	105.9%	194,203	198,245	102.1%	69,243	74,189	107.1%	43,605	39,889	91.5%	214	217	101.4%	225	201	89.3%
食肉部	成牛	9,839	9,219	93.7%	5,324	5,367	100.8%	18,670	18,557	99.4%	10,773	9,793	90.9%	1,897	2,013	106.1%	2,024	1,825	90.2%
	豚	10,491	10,208	97.3%	5,768	5,788	100.3%	5,372	5,109	95.1%	2,935	3,218	109.6%	512	500	97.7%	509	556	109.2%
	その他	3,224	3,070	95.2%	1,774	1,750	98.6%	727	731	100.6%	421	414	98.3%	225	238	105.8%	237	237	100.0%
	計	23,554	22,498	95.5%	12,866	12,905	100.3%	24,769	24,396	98.5%	14,130	13,425	95.0%	1,052	1,084	103.0%	1,098	1,040	94.7%

(注1) 単位未満四捨五入のため、計と一致しないものがある。

(注2) 食肉部の「その他」は、副生物(内臓)、部分肉等。